

# 鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

## (第10回) 会議録

会議年月日	平成24年8月6日(月)		
開会	午後2時30分	閉会	午後4時48分
場所	5階 議場		
出席委員 (9名)	委員長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春、 上田孝春、上杉栄一		
欠席委員	なし		
委員外出席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、太田縁、寺坂寛夫、砂田典男、 山田延孝、下村佳弘、中村晴通、角谷敏男、谷口秀夫、入江順子		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐：竹内 一敏 庁舎整備局主任：宮崎 学 庁舎整備局専門監：前田喜代和 文化財課長：林 佳史 文化財課主任：加川 崇		
傍聴者	14名(別添のとおり)		
傍聴者(報道)	日本海ケーブルネットワーク、朝日新聞、日本海新聞、読売新聞、 毎日新聞、建設工業新聞、		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備考			

## 午後2時30分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それでは、ただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開会をいたします。開会に先当たりまして、本日皆様方にお配りをしておる資料の確認をお願いをいたしたいと思っております。本日の議題を掲載しておりますレジュメ、それから文化財調査、トレンチ2番目の採掘も終わったようでございまして、その中間報告に関するペーパーが2枚、お配りをさせていただいております。それから、事前に前回の特別委員会におきまして、本日の特別委員会に調査業務の仕様書のたたき台の案を皆様方に提案をさせていただきたいということをお願いをいたしました。その仕様書の案のペーパーが2枚もの、お配りをさせていただいております。それから、前回の特別委員会におきまして事務局の方から、鳥取市庁舎耐震改修案の検証についてということで検証の主体、第三者の選定要件等の説明がございました。それに基づいて、きょう、皆様方に御審議をいただく中で、鳥取市の方に設計の入札参加申し込みをしておられます設計士上位10社、そちらの方にこの度の調査業務の依頼の打診をいたしております。その結果のペーパーをお配りいたしております。以上が本日お配りをしております資料でございますけれども、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。まず最初に、市庁舎整備に係る埋蔵文化財の試掘調査について、文化財課長の方から報告をお願いをいたします。

○林 佳史 文化財課長 はい。文化財課でございます。6月の11日の日から庁舎整備に係る文化財調査を開始いたしております。このたび、トレンチの2番目の調査がほぼ出そろいましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。お配りした資料の写真がついてある方をご覧くださいませでしょうか。調査期間ということで7月の12日から開始をいたしました。幸い天候にも恵まれまして、調査はもうほぼ終了しております。明後日8月の8日には埋戻しを行う予定でございます。調査の結果でございますが、トレンチ1のときも3面の遺構を確認しておりますが、この度も同じく3時期の遺構面を検出しております。まず、薬研堀のラインでございますが、やはりトレンチ1と同様の結果が出ておまして、写真の上の方に青い点線で示しておりますが、こちらが埋め立てられる前の古い時代の薬研堀の型でございます。それが江戸時代に埋め立てが行われまして、写真の下の方の青い点線のところまで埋め戻されたということがこちらで確認できます。その後、第3面ということで、明治以降に造成したと思われる遺構面ということで、合計3面の遺構面を確認いたしました。本調査につきましてですけれども、薬研堀は当初、市役所前の通路に平行したようにと考えておりましたけれども、この試掘調査をしてみますと第2庁舎側の方に広がっているということが想定をされました。それを示しているのが2枚目の図でございます。斜めの点線が古い時代の薬研堀の型でございます。そして実線の青い線、こちらが江戸時代に埋め立てられたライン、石垣が残っているところでございます。それで、そういったしますと、本調査の想定範囲ということで、今、第2トレンチまでのところを網掛けをしておりますが、ちょっと台形状になってくるのではないかとということでございます。まだ第3トレンチは開けておりませんが、第3トレンチまで開けますと、やはりこの台形がこう進んでいくというようなことが想定をされます。それで、トレンチ3の調査に

つきましては、本来ですともう埋戻しが8日の日に終わりますので、直後に掘ろうかなということで考えておりましたが、しゃんしゃんウィークの土日が来るということもございまして、盆明けの8月17日から着手をいたしたいというふうに考えております。順調にいけば9月上旬には終わるというふうに考えております。あわせて、トレンチの位置も第2庁舎側にぐっと振るような格好で掘っていくというふうに考えております。この図では、この第2庁舎側の駐車場は全部潰れるように見えますけども、こちらの方にはそれぞれ1列は止められるというような格好で14台分だけスペースを専用するということになります。簡単ですが、以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。ただいま御説明をいただきましたけれども、委員の皆さん方の方で何か御意見ございましたらお願いをします。1つちょっとお伺いしたいんですけども、このトレンチ3のこの緑で囲ってある枠ですけども、何かこの1、2の図面で行けば、もう少し北側にトレンチずらしてもいいような気がするんですけど、やっぱりどうなんですかね、これは。

○林 佳史 文化財課長 はい。お答えいたします。おっしゃられるように、もうちょっと本庁舎側にずらすかどうかということですけども、私どもが一番心配しますが、一番古い型を確実に捉えるということが目的でございまして、万が一、第2庁舎側にぐっと振れていても、ここでひっかけていきたいというふうに考えております。それで、新しいラインですね、新しいラインについてはもうほぼ確実に掘りを入れなくても出てくるということで、こういうトレンチの掘り方にしているということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 本調査の想定範囲ということで囲ってありますね。本調査というのは全部でなくしてこの範囲で本調査をするということで理解してよろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 はい。お答えいたします。まず、この本調査の目的につきましては、まず薬研堀とまち跡のライン、ここをはっきり見極めるということが目的でございまして、すべてを調査するのではなくて古い型よりちょっと出たところ、このラインを掘っていくということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 ということは、本調査の時点で、ある程度の駐車場の台数は確保できるということで理解してもいいですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 はい。駐車場につきましては、本調査に入りますとかなりの掘る面積がございまして、ですので、例えばトレンチ1の砂利の駐車場部分、ここは約半分掘ります。ここについては掘ったところの残土を反対側に持っていきますので、すべて砂利が潰れる。それで、アスファルトの分についても半分ずつ掘りますが、残りの半分部分を残土置き場に使用しますので、それぞれ半分ずつぐらいい潰れていくというような感じでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかございましてでしょうか。そうしますと文化財課長の報告は以上とさせていただきたいと思っておりますけども、よろしゅうございますか。

はい。林課長どうします、もう退席される。はい。ありがとうございます。そうしますと、議題の3に移らせていただきます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 議題の3番に移る前にちょっとこの委員会で議論していただきたいことがあります。これまで私は、議会の議決は団体意思になるんだと、だからこの耐震改修案の事業を進めていくのは市がやるべきだということをずっと言ってきました。それで、前回の特別委員会のときに答えがありました。議会の議決は団体意思になるということは認められました。けれども、今、市が取っている態度、市長が取られている態度、姿勢ですね、それについて正当性があるということを住民投票条例の第16条を使われて述べられました。私はそのときに納得はできないと言いましたけども、納得がいかないし、それに苦しい言いわけをされたようにしか私には聞こえません。それで、市長を初めとして、市が執行機関としてやるべき仕事をやってないとするならばですよ、それを正していくのは議会の仕事だと思うんですね。でも、議会では何もそれについては言われたい、私はこれではいけないと思いますので、ぜひともこの委員会で、この地方自治法に照らして今市が取っておられるその態度、姿勢ですね、それについてほんとにそれでいいのかっていうことをしっかりと私は議論していただきたいと思います。でないと、先に進んではいけないじゃないかと思えますけども、いかがでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ただいま、伊藤委員の方からただいまのような団体意思の確認のですね、委員会できちっと意思統一を図らないと次に進めないのではないかというご提案があったんですけども、この伊藤委員からの提案を議題として取り上げて良いのかどうなのか、委員の皆さんのまず御意見をお聞かせいただきたいと思えます。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 団体意思の確認につきましては、伊藤委員の質問が順次ありまして前回もあったわけでございますけども、それに対して執行部から答弁があつて、ほかの委員からは執行部の答弁に対する異論というのは一切なかったわけでございます、執行部の答弁を是とするということで、私はこの委員会の意見であるというふうに考えます。それから、なぜそうかということでございますけれども、住民投票で20億8,000万円3点セットと、大雑把に言えばこのような選択がなされまして、これは議会が発案をして住民投票でそのように決定をされたということで、その内容について一義的に議会が責任を負うということは当然でございますので、それ自体がこの委員会が設置された目的ということとイコールだというふうに考えますので、今までの議事の進め方について、私は妥当だと考えますし、団体意思ということについて再度ここで議論する必要は全くないと考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員から御意見をいただきました。そのほかの委員の方で御意見を賜りたいと思えます。どなたからでも結構でございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今一義的に議会が責任を持つというのはおかしくないってようなことでしたけど、ということは今議会に執行責任が持たされているって理解でいいですか。この耐震改修案の執行責任は今どこにあるんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 最終的な執行責任というのは、当然執行部にあると、これは当たり前の話

でございまして、そこに移行する段階で、議会が条例を作って住民投票を実施して、先ほど言いました金額と内容について住民の意思を問いました。その内容について、議会が中身を十分な精査をして執行部にそれを議会の意思としてお伝えをして、執行部の方で執行をやっていただくと、あるいは当然のことながら執行部の検討内容もこの委員会に返していただいて、お互いの意見を通じて20億8,000万3点セットの中身というのを市民に伝える、そういう義務がこの委員会にはある、議会にはあるというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待ってね。伊藤さんと房安さんとの議論になつとるわけですけども、ほかの委員の方で御意見ございませんか。いいですか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今ですよ、今の執行責任は誰にあるんですかって。議会にあるんですか、それとも市当局にあるんですかっていうことを私は聞きたいですよ。今、宙ぶらりんの状態なんじゃないですか。だって、市は議会に、議会にと言うし、議会は議会で責任もって一義的に言っていたら、でも議会に執行責任なんかあるわけじゃないですよ。おかしいよ、そんなの。どこにあるんですか今、今のこの執行責任。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 内容の検討について確認精査をする責任は議会にあるというふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと一つ一つ確認しないと私もちょっと頭の整理ができませんので、内容の精査について議会に責任があるとすれば、執行責任はもう市にあるっていうことを認めているということによろしいですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 先ほども申し上げましたように、最終的に執行する責任は市にある、これは当たり前です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 最終的ではなくて今、だから住民投票が終わって、市長が新築を断念すると言われました。耐震改修案でやっていくと言われました。もう執行責任は市にあるっていうことでしょ。なのに、今、市は仕事をしていないっていうふうに私は取っているんですけどね。だけど、今、房安委員さんがいろいろ言われましたけれども、そのようには言われないけれども、やっぱり市には執行責任があつて、それは今、市がやっていないということを暗に認めておられるって理解でよろしいんですよ、私。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 何回も申し上げます。繰り返しになりますけれども、現在の内容の確認精査をする責任は議会、そしてこの委員会にあるというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ほかの委員さんの意見もお聞きしたいですけども、なぜ議会でその内容の精査をする責任を持たなければならないのか、そこが私は本当にずっと引っかかっていますね。ちゃんと責任を持って条例案を作って住民投票をしたわけですよ。それで、内容の精査って

いうのをなぜ執行部を差しおいてと言いますかね、執行部にさせずに、なぜ議会でそれをやらなくてはいけないのでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今までのいきさつからしますと、議会が条例を制定をするその前に検討会の中で内容について議論をした。しかし、残念ながら、具体的な内容が、1案、特に2案については内容の議論ができなかった。議会の責任で条例を作って比較対照表を出して、それを市民に委ねたわけでありますけれども、結果としては第2案が過半数を取られたということの中で、議会は前回の委員会の中で検討会、特別委員会の最終報告でさらなる議会としての調査研究が必要だという報告を受けて、この特別委員会が発足したわけであります。ですから、先ほど、房安委員がおっしゃるように議会としての責任というのは、この第2案の精査、第2案の積み上げ、それをしっかり積み上げたかたちで執行部に委ねるとというのが、我々の責任だというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 そのほかありますか。

◆桑田達也 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。伊藤委員ずっとこのことをおっしゃっておられるわけですが、これは基本的なことでありまして、あえてここのこの委員会で議員間の、委員間の議論を交わすべき問題ではないと思います。ですから、委員長がこの問題については、この委員会の方向性、これまでの議会が取ってきた手順が間違っていないこと、そして、今委員会がこれから進めていくべき過程において、委員長からこの問題についてははっきりおっしゃっていただいて、次に進めていただければと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。いいですか。では、どうぞ、どうぞ。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。伊藤委員が言われることも僕は若干、理解はするんです。本来でしたら、議会で住民投票をしっかりと議論をして1案、2案、新築移転か耐震改修か、それで比較検討表、比較項目を出して住民投票に委ねたわけですから、その結果で本来なら進んで僕は良いと思うんですけれども、特別委員会の中でここ何回か議論、特別委員会で議論する中で20億についてもう少し中身について検討をという話がありましたから、僕もあえて、本来でしたら住民投票の結果に沿って執行部にやって、もう一任をしてやっていただいても結構かというふうに思うけれども、この検討委員会の中でも中身についてもう少しという意見があったわけですから、議論させてきていただいたというのは事実ですけれども。僕は、何回も申し上げますけれども、この2号案に対しての市民に示した3点セットと20億というものは動かさない中で中身を十分しっかり議論して、市の執行部に委ねるということであるというふうに認識をしていますので。ですから、今まで議論してきた中で、やはり基本は住民投票に委ねたその3点セット、20億というものがこれから先も変わることはあってはならないというふうに思いますし、この中身についてどういったかたちでやれば一番市民に納得していただけるような、2号案になるかということ議論していけばいいじゃないかなというふうに思っておりますので、そのことをし

っかり踏まえて、この特別委員会が方向を失わないようなかたちで、やはりぜひやっていただきたいなというふうに思います。重ねて申しますけども、やはり我々は市民の結果をしっかりと受け止めて、それに沿った計画というか、中身を早く議論して執行部に渡したいと言ったら言葉がちよっとあれかもしれませんが、検討会の任を早く終わるようなかたちで方向性を出していきたいなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この特別委員会の目的を言われるときに、前回、前回というか、その庁舎の建設に関する調査特別委員会の報告を引き合いに出されることがあるんですけども、そのときに、現本庁舎の改修等に当たってはこれから検討すべき事項が多く残されており、今後も調査、研究を続ける必要があるものと考えます、というような報告がされているわけですよ。でも、これって、今、文化財の調査をされていたり、あと、土壌のヒ素のこと、ああいうものは本当に掘ってみなきゃわからないと、それによっては工期であったり、あと工事費であったり、その違いついていうか、それが出てくるであろうというようなことで、私はこういうふうな報告をされたものと理解をしておりますので、何もその20.8億をどうのこうのという意味で、この報告をされたわけじゃないと私は思っております。だったら、だから、今この委員会がやろうとしていること、堂々めぐりになっているような中身というのは、もう議会がやるべきことじゃないので、そうなっているわけであって、やっぱりさっき桑田委員さんも基本的なことだから、もう議論する必要はないって言われたけど、基本的なことができていないから議論せんといかんって言っているんですよ、地方自治法にのっとって。だって団体意思になるって認められておられるのに、条例の第16条を使って何か言いわけがましいことを言われているわけですから、本当に今このようなやり方のまま、この特別委員会で進めていこうとするならば、本当にテレビで中継されていて、本当に笑いもんになっていますよ。この委員会のあり方、市当局を正せない議会のあり方、それについてはどう思われますか。だからこうやって言っているんじゃないですか。それをもう議論する必要がないとか、そんなことを言われたくはないです、私は。しっかりと議論していただきたいです。そもそも論でやっていただきたいです。数が多いからってそれで間違ったことが通るなんていうことはあり得ません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは、議事の整理をさせていただきたいと思えます。伊藤委員がおっしゃっておる特別委員会だけがするべきではないと、これは、従来の1次、2次の特別委員会のように、鳥取市の執行部と特別委員会とは協調しながら、物事を詰めていくべきではないかという思いの中から出ておる、その団体意思を1つの例えとして出しておられるんだろうと思います。伊藤委員の言われることもよくわかります。ただ、その中で、私が今申し上げたいのは、住民投票実施した結果として、もし仮に、新築移転の方が住民投票で圧倒的な支持を取られた場合、この特別委員会がどのような審議をしておっただろうかというふうに考えたときに、これは現実論ではありませんから、私の考えとして申し上げますが、当然鳥取市の方としては、新築移転の住民意思が明らかになったということにおいて、当然次のステップである基本設計に入られるんだろうというふうに思います。そして、その中身を特別委員会に提示をし、特別委員会の意見を求めると、こういう従来の経過になっていく

んだらうというふうに思います。この1号案の新築移転につきましても、平米単価30万×2万3,500平米、建築費72億1,000万、設計監理料2億7,000万、合計74億8,000万という数字の非常に粗い概算の積算でございます。2号案につきましては、この3点セットを含めて19億9,670万と、言えば1号案よりも細かい数字が出ております。そういうような中で、この20億の検証をとということで特別委員会の総意として、皆様の御意見があり、山本参考人に2度、お越しをいただいて、皆様方から質疑もしていただきました。93項目にもわたるような多くの質問をしていただき、山本参考人も2度の出席において、この3点セットはできますということ、明確にお話をして帰られました。ということで、私は、伊藤委員の思い、それから房安委員初め、上田委員の方からも御意見を賜りましたけれども、やはり鳥取市と我々特別委員会とがやっぱり協調しながら物事を進めていく体制を1日も早く作っていかねばならないという認識は、委員の皆様全員がお持ちだろうというふうに思います。そういうことで、いかに早くそういう体制が敷かれるのかということに、皆様の思いをはせていただきたいというふうに思います。それで、伊藤委員に申しあげますけれども、伊藤委員の発言の中身を聞かせていただいて、例えば鳥取市の態度が明確でないと、それは、竹内市長さんが、市長が基本計画的な方針を出していただきたいと、議会の方。でなければ、具体的な事業推進に入れないというようなこととお話しになりました。それについて、市庁舎整備局並びに総務部長の方もそれに類した説明を我々にしていただいております。そういう中で、委員長として、私も市庁舎整備局の方に、市長が言っておられる基本計画的な方針と、こういうものを鳥取市としては具体的にどういうことを求めておられるのか、具体的に箇条書きでもいいから提出をしていただきたいというふうに要請をいたしております。そういうことが出てまいりますと、特別委員会は独立した機関でございますから、市の考えをすべて受けるという話ではないと思いますけれども、やはり鳥取市の考え方を明確にお聞きをしませんと、なかなか特別委員会の審議も方向を導き出すのに時間がかかるということが考えられますので、市庁舎整備局の方には、再度この特別委員会で、鳥取市が考えておられる、市長を初めとする基本的な考え方、それをこの特別委員会に具体的に提示をしていただきたい、このことを要請をいたしておきます。それを受けまして、また次の議論に入らせていただきたいというふうに思いますので、きょう伊藤委員から提案がございました団体意思の確認等含めて、今後の議論を進めていく態勢、この件については、今のような案件が出てまいりましてから、またきちっと精査をさせていただきたいと思っておりますので、きょうの特別委員会での議論は、この辺で打ち切らせていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この議論は、いろいろ中身に関わることと並行して本当はやるべきことではなくて、本当に最初にちゃんとやらないといけないことだと思うんですね。それで、やっぱり執行責任、執行機関は市当局ですよ。それで、市長がああいう腰の引けたような態度をとっておられる中で、全てがおかしくなっているわけですからね、やっぱりそこを議会としてそこを正していく、それが議会の仕事だと思いますのでね、これで納得は当然できてないということをおっしゃっていただいて、また引き続き私はおっしゃっていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは3番目の議題に入らせていただきます。



す。耐震改修等の検証に係る仕様書について議題といたしたいと思えます。皆さん方の御手元に2枚ものと言いますか、裏表がございますので、3枚もののペーパーになるかと思えますが、鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査業務仕様書案というものをお配りをいたしております。先日皆様方のもとに、ファックスでお送りをさせていただきましたけれども、委員長、副委員長、それから議会事務局、打ち合わせの中で、若干文言の変更をいたした部分もござります。それも含めまして、この仕様書の説明を事務局の方をお願いをしたいというふうに思えます。事務局お願いします。はい、勝井次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。それでは鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査業務仕様書の説明をさせていただきます。事前に本日仕様書の議論をしていただくにあたりまして、事前にファックスでお配りしておりましたが、一部文言の変更がございますので、まずそちらの方から説明をさせていただきます。まず1点目でございますが、名称でございます。鳥取市庁舎耐震改修案というところでファックスの方は送らせてもらっております。この鳥取市庁舎耐震改修案に関する調査というところを耐震改修及び一部増築案ということで、及び一部増築ということ以下文の中にはそれぞれ入れさせてもらっておりますので、まずそれが1点。それから第1章一般事項の1番目に業務委託名というのがございます、そちらの方では送らせてもらった分につきましては、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項第2号ということで出しておりましたけれども、この条例案は期限失効いたします条例ですので、条例の名称を使わずに、きょうお配りしております鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案ということで、名称を変えさせていただきます。以上2点変更点を説明させていただきました。それでは、調査業務仕様書の説明に入らせていただきます。まず、第1章一般事項、先ほど言いましたように、業務委託名でございますが、鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案（以下「耐震改修及び一部増築案」）に関する調査業務ということでござります。それから業務の目的でございますが、本業務は住民投票で選択肢として耐震改修及び一部増築案の計画条件（工事項目及び概算事業費）の調査を行うことを目的とする。3、委託期間、本業務の委託期間は契約の日から平成24年9月28日までとすると。4、業務の処理でございますが、（1）受託者の業務、受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連法令及び当仕様書を遵守するとともに、鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、これを行わなければならない。（2）秘密の保持、受託者は、業務中に知り得た内容について第三者に情報を漏洩してはならない。第2章業務内容でございます。1、耐震改修及び一部増築案についての調査ということで、耐震改修及び一部増築案について、次の事項を調査する。（1）計画条件、概略図面などの作成。（2）根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ。（3）設計・監理費の算出。（4）設計及び工事等に要する期間の想定。（5）上記業務遂行の上で特別委員会の判断が必要となった場合の該当内容及び資料1の提示。この資料1というのは特別委員会が議論し、方向を定めるために必要な資料ということでござります。（6）上記業務遂行に必要な現地確認、特別委員会への出席ということで業務内容の方をうたっております。なお、調査にあたっては以下の点に留意することということで、まず（1）現地の状況をよく理解、確認したうえで、公平公正な立場で適切に調査を行

うこと。(2)特別委員会は業務に必要な資料の提供等、業務の遂行に協力するものとする。(3)業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、速やかに特別委員会と協議の上、解決を図るものとするということでございます。2番目としまして、報告書の作成、報告書は平成24年9月28日までにまとめること。3、成果品、(1)成果品の提出でございますが、受託者は調査検討内容をとりまとめた報告書を履行期限までに提出しなければならない。(2)成果品提出数量でございますが、報告書A4判を10部、それから報告書をPDF及び加工可能な形式で一式出すと。(3)成果品の帰属でございますが、成果品の管理及び権利の帰属は、すべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならないということでございます。以下、耐震改修及び一部増築案の概要ということで、概要表を載せております。それから一番最後に、その他耐震改修及び一部増築案に関する参考資料といたしまして、特別委員会からの資料ということで、第5回特別委員会の方で資料としました山本浩三氏からの提案内容の部分、それから第7回特別委員会の方で山本浩三参考人への質問及び回答ということで作られた分、それから第8回特別委員会の方でございました建築工事費、工事概要というようなものを参考資料として提出するというような内容でございます。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から御説明をさせていただきましたけれども、委員の皆さんの方で御意見をちょうだいをいたしたいと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっとこの仕様書についてではないんですけども、結局、随契なのか、プロポーザルなのかという議論があって、それで別に手を挙げたわけではないけれども、随契の方が数が多かったということで、きょうの流れになっていると思うんですけども、でも、きょうの午前中の臨時議会での口答やりとり、委員会でのやり取りを聞いていて、ちょっと私はあれっと思ったことがあったんですけど、随契というのは、随意契約で契約方法ですよ。それで、プロポーザルというのは、公募型のプロポーザル方式というのは、業者の選出方法ですよ。それで、きょう臨時議会にかかっていた中であつたのは、総合評価方式か、総合評価方式で業者を選ぶという。それで、その選ばれた業者との契約は随契になるって議案に書かれていました。だから、プロポーザルで業者を選んでもその契約は随契になるということだというのは、私、検査契約で確認をとりましたので、結局その契約方法と業者の選出方法で随契がいいのか、プロポーザルがいいかというような議論をここでしていたんだなあとと思うと、何かとんちんかんなおかしい議論をしていたんだなというふうにとちょっときょう気がつきましたので、そのことについてはどうなのでしょう。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。前回の特別委員会で、皆さんの御意見をいただきました。その折に検証するのであれば随意契約というかたちで、調査業務を依頼したらどうかという意見がございました。また、公募型でやればいいのではないかという御意見もいただきました。この特別委員会の委員長を受けさせていただいて、私の基本的なものの考え方は、この住民投票の条例案、これもいろんな時間をかけながらけんけん譚々やりながら、最終的には36人全員一致でこの条例案を提出した、大変苦勞をした経緯がございます。我々特別委員会もこの議会全体で提案をした条例案の結果でございます。そして、市民の方針も明確にできた

わけでございますから、我々が取り組むのはこの耐震改修の2号案、これを20億を基本として、どうやって仕上げていくかということでございます。ただ、次のステップに行くにあたって、随意契約でという御意見が大変多くございましたので、じゃあ、その仕様書をまず作って、こういう形の仕様書でどうだろうか。前回の特別委員会の時にも、我々に与えられている時間が少ない中で、やはり随意契約であれ、公募型のプロポーザルであれ、一体どういう業者を絞り込んでいくのがいいのか、あるいはどれくらいの調査業務の期間がいるのか、あるいは調査業務にかかる費用というのはどの程度かかるのか、これはやっぱり具体的に当たってみないとわからないということでございました。その中で前回の特別委員会で、事務局の方から、先ほども申し上げましたけれども、耐震改修案の検証について、検証の主体であるとか、第三者の選定要件だとか、そういうことも事務局の方から報告をしていただいて、その中に鳥取市入札参加資格者名簿における一級建築士の方々ですね、これが、委員の皆さんの中には山本浩三氏より大きな設計会社が調査業務をすれば、どなたも文句言われることがないのではないかなという御意見もございました。その中で上位10社、鳥取市に申し込んでおられる建築士、10社に内々でこのような仕様書の条件でお引受けをいただけますかという内々の打診をいたしております。これは、後ほど事務局の方からその結果を報告していただきたいというふうに思いますが、そういうことも全て加味しながら、本当に随意契約というかたちで一本化できるのか、あるいはまた別の方法があるのか、これはまた議論が分かれるところであろうと思っております。もう少し皆さんの御意見を賜りながら意見を集約していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。このことについて反論ありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。だから、要は随意契約、契約方法が随意契約の場合、どこの、どこと手を結ぶかというか、どこの業者をお願いするかという、その業者を選ぶやり方は総合評価方式であったり、公募型のプロポーザルであったり、幾つかあるわけですよ、幾つかあるわけですよ。だから、随契ということが仮に決まって、じゃあ、どんなやり方でやりますかというんならわかるんですよ、選ぶ方法。だけど、この委員会で議論があったのは随契か、プロポーザルかだから、契約方法と業者の選出方法をてんびんにかけて議論をしていたんだというのを、きょう、私、午前中に気が付いたので、おかしな議論をしていたんじゃないかということ言ったんです。

◆橋尾泰博 委員長 前田専門監、ちょっと整理して。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。伊藤委員さんがおっしゃる通り、業者の選択方法と契約方法と2つがこう入り混ざっているようなかたちだと思います。業者の選択方法としては、伊藤委員さんおっしゃるように総合評価方式であったり、プロポーザル方式であったり、また1社選択方式であったりあるんです。その中で、今、考えられているのが1社を選択方式で随意契約を結ぼうと。プロポーザルでも随意契約なんですよ、おっしゃる通り。ですから、今回は1社を選択をして随意契約を行おうという考えだというふうに思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ですから、随契かプロポーザルかという問いかけがおかしいんであって、その1社選択なのか、プロポーザルなのか、総合評価なのかという、そういう選択で、ここで図られていたら、また良かったんだろうなというか、そういうことで。ちょっと随契か、プロポーザルかというその比べ方はおかしいという、でも、はい、あっていて良かった。

◆橋尾泰博 委員長 我々特別委員会のメンバーも、その設計士の業者さんを絞り込むというだけの本当にその知識があるのかどうなのか、これはちょっと難しい問題でして、その中で、今の我々が取り得る方法として、やはりここで議論しているだけでは前にいきませんので、現実には業者の方にも打診をし、またその結果も出ております。そういうことも含めて総合的にまた皆さんから御意見を賜りたいと思いますので、まず、この仕様書から整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、業務内容、先ほど、事務局の方から説明をしていただきましたけれども、計画条件、概略図面などの作成、今後資料に基づいた建設費の概算の積上げ、設計監理費の算出、設計及び工事等に要する期間の想定、上記業務遂行の上で特別委員会の判断が必要となった場合の該当内容及び資料1の提示と、それから上記業務遂行に必要な現地確認、特別委員会への出席義務と、こういうことを一応書かせていただいております。こういう形態での仕様書というものを1つの提案というかたちで出させていただきました。ここで、これを確認をするのか、あるいは業者さんに内々で話を聞いておりますので、その報告も受けた上で、まとめて議論させていただきたい。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 業務内容、先ほど見る、ちょっとお話があったわけですけど、ちょっとお尋ねをしてみたいのは、この業務内容の1と2ですわな、計画条件にあった概略図面などの作成、それから根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げと、この辺はどの程度のことを求めておられるのかなというふうに、ちょっとお尋ねしてみたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 それも含めてね、とりあえず今の業者に聞いていただいた状況も報告させていただいて、先ほど、今、上田さんの方からありました業務内容の1、2、これについても、後ほどの協議の場に挙げさせていただきたいというふうに思います。事務局の方から、ちょっと報告していただけますか。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。それでは、ちょっと打診の結果ということで報告をさせていただきます。きょう、1枚ものでA4の縦の分ですべて出させていただきます。表題は何も書いておりませんが、A社、B社からずっとJ社まで、これは10社。これは、前回の鳥取市庁舎耐震改修案の検証についてというところから出させていただきます、鳥取市入札参加資格者名簿における1級建築士数上位の10社に対して打診をさせていただきました。それによりますと、結論から言いますと、10社のうち9社は、理由の方にも書いておるところがございますが、期間的に一応9月の末までを期間で出しておりますが、この期間では概算等の作成は困難でありますとか、あるいは成果品を期間内に提出することが困難でありますとか、あるいはほかの業務の方に携わっていて、人員的にそちらの方に回すことができないとかですね、そういうような理由で9社の方が辞退ということで、そのうち、できるというのが、ここには書いておりませんが、一応個々も期間の問題がありますけれども、一応8月の20日ぐらいまでに開始ができれば可能というようなことで回答をいただいております。以上でございます。

それから、ちょっとつけ加えになりますけれども、先ほどちょっと話が出ましたけれども、随契というようなことで、今回の業務の調査をしていただくにあたりましては、これは、地方自治法 100 条の 2 の専門的知見の活用に基づいて業務依頼をするということで、改めて確認をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、事務局の方から報告をしていただきましたけれども、鳥取市に申し込んでおられる上位 10 社、内々で打診をさせていただきました。9 社が辞退をするという返事でした。それで、1 社は可能ということでございます。事務局の方から報告がありましたけれども、やはり期間的なものが非常に厳しいという意見が圧倒的に多かったです。大体予定としては、大体 40 日ぐらいを念頭に入れて、成果品の提出を 9 月の 28 日というようなことで要請をいたしましたけれども、大体、ここには詳しくは書いてございませんけれども、やはり最長で 5 カ月ぐらい期間が欲しいという会社なり、あるいは 3 カ月程度かかるというような、そういう期間も入れて辞退をされた会社等もございます。それで、ここの中にもありますけれども、G 社なんかは、期間は 3 カ月程度、見積もり金額は 1,575 万というような数字も出てまいりました。そういうようなことで、数字を入れてこられた会社は 2 社でしたかな。

○勝井節朗 市議会事務局次長 可能を入れて 2 社でございます。

◆橋尾泰博 委員長 可能という会社を入れて 2 社でした。具体的に調査業務、この仕様書に基づいて調査をすればこの程度の契約金額をいただきたいというふうに出てまいりました。というのが、現在の状況でございます。この可能という 1 社でございますけれども、この 1 社に集約できるのか、できないのか、この点もありますし。この C 社の方の金額をちょっと言っていただけですか。

○勝井節朗 市議会事務局次長 690 万です。

◆橋尾泰博 委員長 可能という会社は、690 万を要求してこられたということでございます。以上のように 10 社に当たった報告並びに契約金額、それからその期間の問題、それから、先ほど上田委員の方からございました、仕様書の 1 と 2 のどこまで考えておるのかということ、こういうことを総合的に判断していかないといけないと思いますが、どこから整理していきましようかね。大体、業者さんにお伺いをしますと、やはり日本でも大手の会社でございますから、調査業務をするにあたっては 1 番の計画条件、概略図面、あるいは根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ、中にはもう耐震診断からやってほしいとか、構造解析やってほしいとか、現地に入らせていただいて全部全てをチェックさせてほしいとかというようなことで、言えば、受けるからには、何て言うんですかね、基本設計的なところまできちっとやりたいという意向をお持ちなんだなというふうに感じました。そういうことで、期間であるとか、報酬金額等を、我々が思っている以上の金額を要求してこられるのかなという感じを持っております。というのが現状でございます。ただいま、事務局の方から報告いたしましたことを含めまして、どなたからでも結構でございます、御意見を賜りたいと思います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 はい。事前に問い合わせをして、1 社は可能だということで、具体的な見積り等金額も 690 万、この内訳はちょっとわかりませんが、出たということでありまして、

前回のこの特別委員会でも、この検証については検討会の時期のように1枚のペーパーもので、それを検証ということではないわけですし、ある程度の資料ももちろん出ているわけでありまして、それから、山本浩三氏からのいろんな、ここでのやりとりもありましたし、具体的には、このC社ということになれば、C社が山本事務所とキャッチボールする中で、この20億、3点セットというものを精査していければというふうに思います。予算690万とか1,500万とかいろいろあるわけですが、想像の域ですけれども、690万というのは、そのあたりのある程度の資料が出ているので、そんなに細かい構造設計まではないのかなということですし、それならばこの次のステップで、これらの成果品を得た上で具体的に今度はプロポーザルなりで業者に募るということで、その時点においてはまさに執行部の方で、これはもう発注するなり、取り組むなりという格好になろうかというふうに思いますので、我々の責務と言うか、仕事というのは、この調査業務をこのたびのこの専門的知見の活用というかたちの中で議会としてお願いをして、その成果品については、この次は新たなステップだというふうに思っております。ただ、何回も申し上げますけれども、この調査業務においてはやはり山本事務所とのキャッチボール、それから今後、市の方にこれ、バトンタッチするわけでありまして、市とのその三者の協議の中でこれを進めていくということが、私はいいんじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。検証するというかたちで上位10社の方々に、会社に連絡取ってお願いをして9社が辞退をして1社が受けてもいいぞという、可能という返事もらったということで、非常にこういった我々が示してきたものを検証するということは非常に難しい面もあり、またその会社によって大変忙しくしておってなかなか受けられないというような事情の中で辞退をされたというふうなことですけれども、金額的に正直言って、690万と1,570万か、こういったかたちで金額的にもかなり差があるなということで、それぞれの会社が自分のところとするとしたら責任を持ってやろうと思ったらいろいろなかたちで金額も違ってきているのかなというふうにちょっと想定をするわけですが、正直言って私は、県の設計事務所協会に出したのが380万ほどだったですか、そういったかたちだったんですけれども、今回、検証するというかたちなんですけれども、山本浩三さんからある程度詳しく説明なり、ある一定の図面も出していただいた、そういった状況の中で、随契というかたちで20億を検証するというんですけれども、その中で690万をかけてすることがどうかなという、ちょっと正直言って大変な税金というか、お金ですけれども、690万ちょっとなんか検証するにはどうかなという、ちょっと思いがしておるのも事実なんです。そういったことで、先ほど申し上げましたように、ちょっとその業務内容の中で1と2ね、計画条件の概算の図面とか、積算の積み上げ等々、どの程度出していただけるのか知りませんが、こういったことになると基本設計に近いものが出てくるような図面、さっき言ったようにどの程度図面が出てくるかなと。山本さんからもある程度の一定の図面は出ておるんですけれども、どの程度の図面が出てくるのかなというふうに、ちょっとお尋ねしたわけですが、この辺についてはちょっと説明なかったわけですが、でも、690万もかけるということになれば、どの程度の図面が出てくるのかなと

いうことも、我々としてもやっぱり確認をしないといけんじゃないかなとちょっと思いがしております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他ありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その仕様書があって、10社に打診をかけたなら1社が可能だと言ってきたという回答なんですけども、結局ここで690万だとか、業務期間は長いけれども1,575万だとか、具体的に数字も上がってきているけれども、一体これがどうなのかという判断も委員会としてはできないと思うんですよ、専門家じゃないので。それで、仕様書についても、その業務内容で委託をする中身がぱっと書かれているけれども、これが執行部がやる仕事でこうやって出てきたらこれはどういうことですか、これはどういうことですかと聞けばいいことなんですけど、あくまでも今、この状態は議会でやると言っているわけだから、議会在説明できないようなことを議会在今やろうとしているというこのおかしなことに、なんで気がつかないんだろうと本当に思いながら私は聞いていますが、結局、今、議会在やろうとしていることは、議会在できないことを議会在やろうとしているんですよ。こんなおかしなことないですよ。違いますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 議会在できないことを専門的な知見の活用でやっているということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その専門的な知見を借りるためにどういったことを示せばいいかということすらどうなのかというのがわからんということでしょう。違いますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 前回の検討会の折にも専門的な知見の活用で、県の建築士事務所協会に仕様書を出してした経過があるわけですし、これは決して執行部が出したわけではなしに議会在出したわけですから、そういうことなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前回のときに、結局、出した後でいろいろすったものがありましたよね、だから結局同じことじゃないですかね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 この検討委員会での議論もいろいろありました。上田委員も私もそうなんですけれども、これはあくまで20億8,000万円という1つの、これはもう決まった数字、決まった内容の中でそれを精査をしていこうということですので、前回のように新たな提案であったり、そういったものが出るというふうには考えておりません。そういう条件です。それがここに書いてあるような、いわゆる概要、それぞれの仕様書の中の概要がそうだというふうには考えておりますので、まったく数字が変わってきたり、あるいは新たな提案があるというふうには考えてはおりませんし、そういうもので提案するものでもありません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 随契の場合、鳥取市契約規則によると予定価格の決定というので第22条に契約担当職員は随意契約によろうとするときは、あらかじめ第12条の規定に準じて予定価格を定めなければならないということがあるんですよ。となれば、今、2社の金額具体的に出してい

ますけど、この議会として出すんだったら議会として予定価格を決めなくちゃならないことないですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 知見の活用ということでありますので、予定価格とか、そういう問題ではないということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 それではちょっとほかの委員の皆さんで御意見がなければ、ちょっと議事整理をさせていただきたいと思えますけれども、我々議会は、住民投票で工事費 20 億というものを第 2 案として全会一致で合意をとり、住民投票を実施をし、市民の皆さんの審判を仰ぎました。よく前回の条例案を決定する折に、前回は契約の内容が事前に合意をしていた内容と若干違っていたというところで、そごが出て別提案というようなかたちになったんですが、このような事態だけは今回どうしても避けなければならんということが 1 つ前提としてございます。それで、先ほど、別の第三者機関に概算を積算をしていただく、それでまた違った数字が出てくる、じゃあ、どちらが正しいかと言えば、どちらも正しいんです。これは、設計をされるかたの設計に対する理念だとか哲学だとか、言えばグレードの問題になってくるんだろうというふうに思います。そういうことで、どちらが正しいかと言われた場合に、我々がどちらが正しいと判断できるものではないと、このことも皆さんよくおわかりだというふうに思っております。その中で、先ほども 20 億ということを住民投票で決めたんだと。それで、上杉氏の方からそういう御意見がございました。言えば、山本試案というかたちで 20 億の工事費が出ておりますが、山本氏も 2 回参考人としてこの特別委員会に出席をされて、この 3 点セットについてはできるということをきちっと明言をしておられます。そういうことで、この第三者機関の検証についても、この 20 億でこの 3 点セットができるのかどうなのかということを検証していただけるという、例えば我々に与えられている条件というのは、工事費 20 億というものを基本にして、それに山本試案でも出ておりますけれども、地質調査の状況によって工法も変わってくる、これで若干の工事費の変更があるだろうということは条件に書いておられます。それから、設備の面については、設備費の約 30% という非常にアバウトな概算でございました。これについても設備の専門家に現地に入っていただいて、鳥取市の大規模改修のリスト等ともすり合わせをしながら、きちっと検証しなければ設備の細かい数字は出てこないということも言っております。ですから、設備に関してのこの特別委員会での説明も免震工事をやった上で、どうしてもしなければならない例えば継ぎ手の改修だとか、そういうことはこの特別委員会で言われましたけど、具体的に設備のここここを直すというような説明はなかったように思っております。そのことが現地に入ってきちっと精査しないとできないという言葉になったんだろうと思っています。それから、設計監理料については、これは議会で決めた話でございまして、山本さんが提案された話ではない。山本さんの考え方も告示 15 号に準拠するかたちで積算をしてほしいと、こうやって 3 点、ちょっと不確定な要素があるということで、若干の金額は動くという話でございました。そういう中で、検証ということになっておりますけども、この 3 点セットが 20 億で実施ができるという話でこの特別委員会が合意が取れば、例えばさっきの 3 つの条件については鳥取市と設計士の方でプロポーザルをしていただいて、基本設計とい



うかたちでその場で積み上げて変更していただければなという思いもしないわけではないんですけども、あえてやっぱり知見の活用ということで、第三者機関に業務発注をして、そしてどれくらいの期間かかるかわかりませんが検証していただくんだということで進めていくのか、やはりここはちょっと議論の分かれるところだろうというふうに思っております。この点について、委員の方の御意見をいただきたいと思っております。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** この知見の活用、もうすでにこの議会の委員会の中で決定の話でありますから、これはやはり進めていくべきだというふうに思っております。その690万円が高いか安いかわという問題ですけれども、県の建築士協会が380万から400万弱ということですが、これは相違が、これはちょっとC社に内容を聞いてみなければわかりませんが、いずれにしても委員会の中ではこの知見の活用というかたちのもので、次のステップを踏んでから基本設計なりあるいは基本計画、これはプロポーザルでいいというふうに思っておりますし、我々はやはり議会の議論の中でこの知見の活用で山本試案についてをしっかりと積み上げたかたちで次に持っていこうということで、今進んでいるというふうに思っておりますから、改めてここで議論をするということは、私はなじまないというふうに考えます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** さっき委員長が随契でして金額は20億も正しいし、それから出てきたものも正しいと、グレードによってそれぞれの考え方によって出てきた数字だから、その我々20億も正しいし、次の出てくる数字も正しいというふうにちょっと話があつて、なんか誤解を招くような関係があるので僕は確認をさせていただきますけれども、あくまで我々20億ということが基本ですから、随契で精査をしていただいた中で、グレードが上がって25億も30億もなった、これじゃあ住民投票実施したことに反するわけですので、その辺をお互い確認を私はしていただきたいというふうに。ですから、あくまで住民投票実施した、市民に示した3点セット20億、やはりこれが基本だということをやはり基本として考えていただきたいということを、確認のようになりますけれども、申し上げておきたいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。そのほかありませんか。はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 知見の活用は先ほどの議論で知見の活用は予定価格には当たらないということがあったんですが、そうであるならばなおさらね、市民にどうやって説明するのかなっていうのがあるんですよね、お金を使うことに、税金を使うことにね。上田委員さん690万っていうのはどうなんかなっていうことも言われましたけど、結局この耐震改修かもしくは新築かという住民投票で多くの方が耐震改修を選ばれたのは、やっぱりお金をできるだけ使わないでほしいっていう、そこだと思ふんですよね。何が何でもこの3点セットで作ってちょうだいじゃなくて、とにかくあるもの使って、お金を使わんようにということがそういった結果を導いたと私は理解しておりますので、だから、進めていく作業の中で、本当にこういう検証、言われている検証かましていかんといかんのかと私は思ふんです。別に本当にいらぬ作業だと思うしね、そこに何百万も使うっていうことが、ちょっと議会として本当にどうやって市民に説明するんだろうっていうのが、まだ私はすっきりできませんね、理解できませんね。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 何度も、後戻りしたような議論はもうやめましょうよ、本当に。委員長、そこは議事整理していただきたい。冒頭から同じことを何度も言うておられる。議論が全く前に進まない。とにかく我々委員会として決まったことは、それを踏まえて前に進む議論にさせていただきたいと思います。それで、随契云々の話もありましたけど、結果的にはこれ、ある意味でも10社指名をしたわけですから、選択の方法としては、10社を選ばれてこの条件でやっていただけますか、いただけるとすれば幾らですか、と問うたわけですよ。結果的には1社しかなかったというふうにとればいい話でしてね、結論は。だから、業務の内容見ても私から見ても、そら大手の設計事務所さんがおやりになられるには物足りないお仕事だろうと思いますよ。新たな提案ができるわけでもなく、基本とした部分を守りながら確認をしていくという作業ですから。10社指名されて1社あって良かったなと私は逆に思っていますけどね。それから、事務所協会さんの例もありますけども、金額としても、県外の手先さんということであれば旅費であったり、かなりの部分もかかるでしょう。それを踏まえた上で我々もそういったところを選択しているわけですから、金額とすれば県内をお願いしたということと比べれば、妥当の私は数字だろうなと思いますけどね。私はこれで決めていけばいいんじゃないかと思いますよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。そのほかありますか。湯口委員からただいま10社に打診をして1社受注可能であるという回答があると、ありがたいことだと、良かったというようなことで進めれば良いというお話があったんですが、私が委員長としてこの特別委員会できるだけ全会一致の姿勢を貫いていこうと、これは住民投票の条例案を決定したときからの流れを尊重して進めていこうと、これは議会全体で36人で市民の皆さんに提案をした案件であると、大変重要な案件であるという思いからそのような気持ちでおります。それで、今、湯口委員の方から話がありましたけれども、実はちょっと私もきょうのこの提案について明確な自信を持っておらんのですが、実はこの受けていただく業者の方は、新築移転案を作成をされた会社でございます。この点は委員の皆さんにもここまでお話すればよくおわかりかと思えますけれども、当初、坪単価122万円強の設計単価で見積もりをしておられました。2号案の耐震改修案及び一部増築案の工事費20億が出たことによりまして、鳥取の方針かどうかは定かではありませんけれども、坪単価を100万円に減額修正をし、72億円で訂正したような経緯がございます。1号案、2号案、それぞれの案を支持する思いには、基本理念、まちづくりに対する哲学が大きく異なっております。鳥取市民の皆さんは、住民投票において高額な新築移転案にはNOの意思を明確にされております。したがって、我々は今後、鳥取市議会に対して速やかに公平公正な耐震改修案の事業実施が求められております。そのような経緯の中で、言えば、高額な新築移転案を作成されておった業者さんにこの特別委員会が随意契約というかたちで一本化を図っていく、意見を集約するということについて、私は大変難しい案件だなというふうに考えております。ですから、私個人から言わせていただくと適切ではないというふうに正直思っております。これは、私個人の考えでありますけれども、この件については委員の皆さんのさまざまな御意見を聞かせていただかないと意見集約は図れないと思っておりますのでよろしく願いいたします。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今、るる委員長が述べられましたけれども、今まだ各委員の意見が出ていない状

況の中で、委員長が個人的な意見を述べられるのはいかなものかなというふうに、私は受け止めました。それで、私は今回事務局の方がこの上位 10 社に対して、この依頼の打診をされ、結果的にこの 9 社が辞退をし、1 社が可能ということになったわけですが、これはそのまま私は厳粛に事実を受け止めればよいというふうに思います。要は、この可能とされた方、確かに今委員長から御説明があったとおりにかもしれませんが、要は社会的な責任を担った一流企業としての責任の下で、今回可能という、それもこの、今、委員長が述べられたことが事実であるならば、その C 社ですか、C 社は新築移転を推進を見積もられたという状況の中で、あえてこの耐震改修のこの積算について可能という判断をして、私たちのこの委員会のこの議論を踏まえて、この積算をしていこうとされている、そういったことに対して、私はそれは委員会として事実をそのまま受け止めれば何ら問題はない、こういうふうに思います。それともう 1 点申し上げれば、先ほど伊藤委員の方からありましたけども、もう 1 点、この 20 億 8,000 万、そして 3 点セット、これは基本です。これはやっていくんだと。けども、この 20 億の考え方ということを私は履き違えちゃいかんというふうに思っております。それで、この 20 億ありきで、金額 20 億ありきで最初から進んでいる話ではない。立案者である山本さんが自分の責任の下で、20 億でできるんだという、そういう案を示されて、その根拠資料がようやく委員会で明らかになったから、このたびこういうふうに出しているわけですから、それに対して 10 社のうち 1 社しか手が挙がらなければそれで仕方がないと、このように私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。冒頭、桑田委員の方から委員長という立場で個人的な意見を述べられたというようなことで、私は委員長として意見を述べることにについて、できるだけ控えるようにしておりますけれども、委員長だから意見が述べられないというふうには解釈しておりませんので、今後も意見を言わせていただきます。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 委員長、その今回可能だと言った業者に対して、何をもってして、何をもってして適切でないということを言われたのか、もう一度確認をしておきたいと思います。それが 1 つ。もう 1 つ、10 社選定されたのは誰が選定したんですか。前段は 5 社、後段では 10 社に拡大をされたということを聞いておりますけども、これは失礼な話で、指名をしておきながら、出てきた数字なり結果を見て、この会社は適切ではないと、そんな指名の仕方があるんですか。

◆橋尾泰博 委員長 すみません。傍聴の方、静かにしてください。

◆湯口史章 委員 10 社を選択したという中で、そんな議論があるのであればまだしも、これは失礼な話ですよ。このことが 1 つ。あと 1 つは、いずれにしても 1 社に絞っていくという過程の中で、今回のような 10 社を選ばれて、事前に文書か何かでお聞きになられたんでしょう。それで、先ほど冒頭、僕申し上げましたけど、非常に限られた仕事ですよと、今回の業務の内容というのは。だから、選択する、決める要素としては何が必要かということになると、能力的に問題がないと言えば、やはり金額であったり工期であったり、業務の期間であったり、こういうことが大きなウェイトを占めるわけですよ。であるにもかかわらず、委員会で、もうすでにこういう数字を出してしまった。可能な会社は、これ、これですという数字。もう 1 社は、これ、これですという数字、これ出ていますよ。じゃあ、どうやって、この 10 社が駄目だとしたら、どうやって次選ぶんですか。数字も何も出ておるんですよ。入れ替えするとしても例え

ば、10社で駄目なら15社、知りませんが、そんなことが可能なんですか。ある程度、数字も条件も出ている、それが公表されて、まさしくそれで公平公正なやり方が今後できるんですか。私はおかしいなと思いますよ、きょうの話を聞いていますと。この3つについてお聞かせいただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。まず第1点の問題でございます。ちょっと順番がダゴヘゴなっても構わんかな。まず第1点、私は先ほどもちょっと若干触れましたけれども、この設計士の方、言えば1号案の新築移転を設計をされた、設計というか、基本計画を作られた設計士さん、この方が非常に当初、高額な坪単価の設計を積算をしておられた、そういう経緯もあります。言えば、A案、B案を支持されている方の思いというものは非常に、まちづくりだとか、改修であれ、新築であれ、思いというものが非常に理念が違うわけですし、例えば新築移転を設計をされた方が住民投票によって新築移転がなくなった。じゃあ、その耐震改修の検証をするのに、じゃあ、その設計士さんが本当に、例えば反対の案についての検証をすることが本当に住民投票をやって、市民のみなさん大変この市庁舎問題については注目をしておられます。そういうの中で、市民の皆さんは、結果に基づいて公平公正にやってほしいよという思いが非常に強いんだろうというふうに思います。そういう意味で、理念の違う設計士さんに検証していただくのは本当にどうなのかな。この特別委員会で私を除けてこの8名の委員さんで全会一致の集約が図れるのか、やっぱりそういうことについては、私は大変問題があるのかなという認識しております。言えば、一本化するのに、100%合意をとるところまでの結論には私はまだいないということが1点ございます。それから、先ほど業者の方に当初5社申し込んでどうのこうのという話がございました。言えば私と副委員長とで協議をし、前回の特別委員会の中で山本浩三氏もそれは言えば、建築士としては有名な方でございます。ただ、第三者に検証をするという話になったときに、委員の皆さんの御意見を聞いたときに、例えば設計会社の上位10社5社そういうレベルの会社に検証していただければ、どんな報告書が出てきても誰も文句を言われる筋合いではないんですか、というような御意見がこの特別委員会でもございました。それで、副委員長とも相談をし、それから議会事務局の方に、鳥取市の入札参加申し込みをしておられる設計会社上位10社リストアップをしていただきたいということで、でも業者を絞り込むというのは我々特別委員会大変な作業だけでも、業者を絞っていく過程においては、そういう作業も進めていかななくてはならない、例えば打診をしてほしいということで事務局の方に申し上げておりました。その後、事務局の方から5社申し込みの要請をいたしました。それで1社は申し込んできましたけれども、4社は期間が短いとか何とか言って断ってこられました。そうなの。それで、当初我々は10社の、業者のリストを見ておったものですから、何で10社声かけないのと、10社声かければ3社なり、4社なり手を挙げてくれるところがあるんじゃないのと、その中で特別委員会に提示をし、皆さんの意見を賜りながら絞り込んでいこうよという話でおったわけですし、でも結果として10社打診をしたら、1社しか最終的には受けてくれる会社がなかったというのが実態であります。それから、3番目ですけども、3番目のこういう数字も出ておりっていうような話の中で、じゃあ、これを差し替えするのか、どうするのか、それで、例えば次の業者選定どうするのかと、

これで公平公正な運営ができるかどうかということについては、私もそこまでの考えは持っておりません。現実にもう少し業者の方に手を挙げていただけるものというふうに思い進めてまいったものですから、最後の3つ目の点については、私は今のところ考えを持っておりませんというのが私の正直なところですよ。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 今回の可能だという返事をいただいた業者さんについて、新築移転のお手伝いをしていたと、基本計画なりの作成に関わっておられたと。その中で事業費の見方等について非常に高いものを提案しておったと、最終的にはそれがまた変わり、金額の変更が余儀なくされた。私はこのことを捉えて今回の業務の委託先として不適切だという理には全く当たらないと思いますよ。これは失礼な話でしてね。それは、委託を受けた以上はその条件の中できちと仕事をされるのが私は業者の務めだろうと思いますし、当時は鳥取市のそういう立場でのお手伝いをしたと、そして最終的に金額的なものをよしとしたのは当時の執行部であり、あるいはある意味では議会の特別委員会であったのかもしれませんが。だから、そういうことを感情論で適切、不適切というようなことでの議論は全く私は的を得た議論ではないと思いますし、業者さんにとってもこれは何て言うんですかね、会社としての信頼性を損なうようなことまで発展しかねないような話になってしまいますので、私は、それは当たらないということもまず申し上げておきたいと思えます。それから2つ目については、当然この問い合わせをされる前提で、この業者も入っていたのは明らかなわけでして、何て言うかな、後出しじゃんけんのような、出てきたからだめですよなんていう、それであるとすれば前段できちとそういうことをおっしゃるべきですよ、適切じゃないと言うなら、私は適切じゃないと思っていませんけど。これまた非常に失礼なお願いの仕方ですよ、人をばかにしたような本当に、これ2つ目。3つ目については、金額も出たある程度工期日程も出てしまった。私はこれをどこが受けてくれるのかな、もしもこれを認めないということが成り立つとするんなら。この委員会本当に責任重くなりますよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。この議論の中でいろいろ説明する中で、僕もこのC社が可能だという、1社手を挙げたという、返事をもらったということで名前を聞いたらいけんのかなというちょっと思いがする中で、あえて聞かなかったんですけど、委員長の方から名前が出たわけですけども、湯口さんは湯口さんなりの考え方で話がございました。確かにそれなりの優秀な企業であるということは当然、これだけの構えをして全国的に仕事をやっておられるわけですから、それなりの優秀な企業だということは、当然これは誰も認めることであるわけですけども、先ほど委員長の方から若干話が出ておったように、僕もそういった思いは若干あります。やはり住民投票に示した1号案の基本計画をされた日本設計であるわけですから、それがこっちの2号案の精査をするのはどうかなという、良い悪いというんじゃなくて、市民的、感情的な問題で市民も既に知っているわけですのでね、その辺の中で市民がどういうふうに受け止めるかなという、ちょっと思いはしております。そのことによって、議会なり行政の方が日本設計との関係をどうのこうのって言って、また変な疑いを思われるようなことあってはならないという思いがしましたから、できるだけこちらの方は、という思いはしておりましたけれども、結果

的には手を挙げてやっていただけるということになっておるわけですが、これをあんたねがいけませんとかたちでは、今の時点では正直言って難しいじゃないかなという思いがしておりますけど、基本的にはやはり住民投票にかけた1号案の計画者、計画をした立案をした業者であるということがちょっと僕にもひっかかりがあるというのも事実であるということも申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 当初は1号案2号案、その中で議会でのいろんな議論もある、市民の間でも議論があって、最終的には2号案というかたちで決着をした。それで、その1号案の基本計画を作ったのがC社だということでもありますけども、今回これをそれぞれお願いするのは、専門的知見活用ということで、決してそのC社に基本計画なり、基本設計をお願いする話じゃないわけですし、今出てきた数字3点セットについて、それを、いわゆる検証していただきたいということ、それが私そのC社が、いや、それが20億が30億や40億になるというふうには私は考えておりません。それから、先ほどの690万円というこの事業費予算ですけれども、これはもうおそらく長い間鳥取市の、長いというか、この1号案についてかなり鳥取市の中でのこの現状、それからこの本庁舎の現状も多分お知りになっている、そういうかたちの中でこの数字が出てきたのかなあというふうに思っておりますし、感情論としてはそういう思いはあります。多分それはそうだろうというふうには思っておりますけども、でも、これは今この話を感情論でこれを否定するような話にはならないと。やはり出てきたC社、やろうということであるならばそれに委ねる、これが私はやはり正しいのではないかと。それはもうこの議論の中でもしっかりとその坪単価、平米単価がこれが増える話ではないわけですし、結果としては20億という数字の中でそれを検証していただくわけですから、私は可能だというふうに思っております。もうこれは、先ほど、湯口委員が言われたように、あと出しじゃんけんみたいなかたちの話にはならんというふうに思います。それから全会一致ということを経理委員が言われたわけですが、これは検討会の場合は、これは全会一致を旨としてやったわけですが、この特別委員会を全会一致で話を進めるといふようなそういった確約は、確認はとっておりません。これははっきり申し上げておきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 どこの会社だからよくて、どこだから駄目だとかっていうね、そういうことではなくて、そもそも何回も言いますが、議会がやってはいけないことをしているわけですからね、すごくそうやって議事進行、議事進行って言われますけどね、私すごく大事なことを言っていると思っておりますよ。本当にこの鳥取市議会が間違った方向に向かわんようにと思って、言っているわけですから、そこはちゃんと聞いていただきたいと。それで、この10社を選んでこれがなんというのかな、入札っていうか、公募をかけたっていうね、というようなかたちの話があったと思うんですけど、実は、私これきょう初めて見たんですよ。10社にこういう打診をしていたんだなあ、ちょっと私の認識が悪かったのかどうか分かりませんが、この委員会の中で、こういったところに出しますよなんていう話はなかったと思うんですよ。だから、これはあくまでも内々の下準備ということでやられているのだと、私は理解を

していたんですけれども。その点はちょっとどうだったのか、教えていただきたいと思います。それで、繰り返しますけれども、本当に議会としてやってはいけないことをやろうとすると、やっぱり今みたいないろんな矛盾が出てくるんじゃないかなということを重ねて申し上げておきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、伊藤委員さんがおっしゃったのは、前回の特別委員会で、このペーパーを出して事務局の方に説明をさせていただいて、議事をこう深めていく中で、業者の方に打診もしないでここだけで議論したって話が前にいかないの、内々にあたらせてもらったということでございます。そのほかございますか。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 何がどうだっということとは別としてね、もう私は冒頭から申し上げているんですけども、皆さんも同じ気持ちだと思うんですけども、一步進んで二歩下がるような議論がやっぱりあってはならないと思いますし、私は先ほど上田委員からちょっとお話がございましたんですけども、このたびの随意契約で、この山本先生がお作りに、せっかくお作りになったものをもう限りなく尊重していただいて、積み上げをしていただくということ、であるではないかと、検証という概念がどうなのかということ、を前回申し上げましたように、そういうふうにして、そういう中でそういう精神で積み上げしていただいて、仮にそれは上田委員さんは20億を絶対に動いてはならないというようなニュアンスに聞こえましたが、私は動けばええと思えますよ。動き方にもよりますけど、やっぱりそういうものの考え方で前向きに進んでですね、例えば、今話が出ておりましたように、C社のこう委託っていうのも、新築移転の方に設計の方に関わったから、こっちの方になんか恨みつらみがあってというような、そんな次元の業者さんじゃないと思いますし、そういうものを見方すべきでないと思いますしね。きちっとやっぱり山本先生の仕様書であり、基本的な考え方を極めて尊重してもらって積み上げしていただいたら、おのずから次のステップを踏めるじゃないでしょうか。私は、そういうふうにしていかんと、伊藤委員さんが先ほどからずっと言っておられますけども、伊藤委員さんがおっしゃられるように、冒頭から議会が、本当は執行部がすべきことに頭を突っ込んできたからこういうふうになったということも、これが特別委員会の責務だと思っておりますんで、あまり伊藤委員さんも毎回ずっとそれ言われると、先行きしませんので1つ御理解いただきたいなと思っておりますし。そういう面ととにかく橋尾委員長さん、C社がたまたまあっちをしたんだから、これは適当でないなあということなしに、これね、皆さんもおわかりにならないといけんと思いますけども、やっぱりよしとして、やっぱり粛々とこう組み立てていただくということに、私はもう、ここにきたらもう後戻りしなきゃならないと思っておりますよ。違うでしょうか。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。私も決して後戻りするような議論にもっていきたくないというふうには思っておるのではなくして、この特別委員会の中で、いろんな議論をし、知見の活用というかたちで、当初は山本さんに参考人できていただいて、2回説明をしていただいた。その中で最初は山本さんにより詳しい資料を出していただいて、それでなおかつ、その後で第三者機関に検証するというような話になってきましたね、そんなに二度も三度も同じようなことをやるのはいかなものかという中で、第三者機関の検証で、随意契約でという話が大勢を占めてきたもんですから、その方向で、なんとか委員会が前に行くよという思い

でやってきたわけですが、言えはこの特別委員会も、また後に戻るような話をするなっておっしゃるかも知れませんが、この議会が20億という工事費を決定をして、市民の皆さんに提案をし、結論を出していただきました。その中で山本さんにもきていただいて20億の3点セットっていうのはできるということを明確におっしゃりました。我々議会も20億っていうことを全会一致で決めて提案しておるわけですから、やはりこの20億っていうものを基本にしてね、先ほど申しました3点のまだ不透明な部分があります、この部分については、次の設計段階に入らないと実際の細かい数字は出てこない段階の数字でございますので、今、上紙委員がおっしゃったように、この20億の3点セットが20億でできるということで、どなたも1円でもオーバーすりゃまかりならんというふうに言うておられるわけではない。やはり20億を基本として議論を前にいかそうという話ですから、先ほど言いました地質調査に伴う工法の検討ですとかね、設備改修の実施検証、それからやっぱり設計監理料の積算については、やっぱりこれらについては基本設計に入る前にやはり鳥取市とそのプロポーザルで公募をかけるって決まった設計士の方と、やっぱり専門家同士の協議に判断を委ねていくという方法が一番時間とか、予算とか、事業推進に貢献するのではないかなという思いがいたしております、やっぱりこの契約についても期間の問題、それから費用の問題、それからどういう具体的な仕様書の検討、これらを含めて本当にまだまだこれから議論を要することだろうと思っておりますし、そうであるならば、上紙委員がよく、いつもおっしゃるこの20億の3点セットを基本にして前に行きましようやということであるならば、特別委員会の皆さんの合意をいただいて、先ほど私が言いましたような次のステップに進めるっていう方法に相ならんかどうかという思いでおるわけでございます。また言われるな。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 委員長、何を言うておられるんですか、今さら。今まで我々議論して、今日まで来ていますのに、また元に戻るような、なおかつ、またこういうものが出てきて話にならないですか、そんな話していたら。ちゃんと決まった手順によって進めましょう。

◆**橋尾泰博 委員長** ありがとうございます。現実に私もこの調査機関が9月の末か、これで、前の建築士協会さんが受けていただいたものですから、当然受けていただけるものだというふうに理解をしていた。この辺の読みがちょっと甘かったなということが出てまいりまして、我々に与えられている時間も少ないもんですから、これはやっぱり皆さんの御意見を聞く中で、何か次の展開が得られんのかなということをやちょっと感じたもんですから。はい。

◆**桑田達也 委員** ちょっと2点申し上げたいと思うんですけど、まず、伊藤委員に申し上げたいのは、もう伊藤委員もこの仕様書のことについて議論に入っておられますから、この仕様書の内容を十分お読みになっていらっしゃると思うけども、今回業務委託をするにあたって、この特別委員会の意図及び目的を十分理解した上でお願いしますよと。その、じゃ、その業務の目的は何なのかと言うと、その業務の目的第2に書いてあるけども、本業務は住民投票で選択肢とした耐震改修及び一部増築案の計画条件の調査を行うことを目的とすると、これが本委員会の目的でありますから、ここをしっかりと理解をしていただきなというふうに思いますので、後戻りの議論はどうか、堂々めぐりの議論はするべきではないというふうに1点申し上げたいのと。それと、この業者選定にあたっては、まず委員長、副委員長で事務局を通してその業者



選定 10 社、最初は 5 社されたわけだけでも、その 5 社で納得がいかないから 10 社にまで広げられて、そして最終的にこの 10 社の中で 1 社しか、この可能という結論に至らなかったという、この事実だけなんです、あるのは。これ以上の、この後戻りする議論というのは、私は全くこの委員会では必要ないというふうに思いますし、また先ほどこの市民感情という話がありましたけども、話がありましたけども、私はこれは極めて常識的な、またかつ、冷静な判断をすれば、どうしてこの C 社の、この一流企業であるこの C 社の社会的責任の中で、この過去の経緯でもって、この耐震改修案の積算を何か操作をするような、そんなことっていうのはあり得ない、そんなことあってはならないし、私は多くの市民の皆さんがそんなことはあり得ないというふうに私はきちっと判断をされると思います。ですから、あえてこういったことをまたこの市民感情に訴えるようなことという行動があれば、私はそれこそ議会としてまた市役所としてもきちっとそれは反論をさせていただかなくちゃならない、こういうふうに思っておりますので、どうかこの本日お示しになったこの結果でもって、次の議論に進んでいただきたいと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。業者の問題については当初 10 社リストアップしてあって、それで、じゃ、業者の方に内々打診をしてくださいということを申し上げておりました。中間報告として 5 社に連絡しました。じゃ、残りの 5 社もしておいてよということですので、5 社で 1 社しかないからまた確認をなさいって言って追加で出したのではない。そういうことですから、それは意図的に追加でやったということではなくして、その辺がちょっと皆さんちょっとニュアンスが違うようなんで言うておきます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今、御意見いただきました。それは私が同じことばかり言っているのでイライラもくるでしょうし、腹も立たれることだと思いますけれども、私ずっと本当に毎回毎回同じことを言っているだけけれども、それはやっぱりこの事業は繰り返しますけど、市がやらんといかんと、そこがクリアされてないので私は言い続けているわけです。だから、私自身は全然前に進めてないんですよ、ストップしたままなんです、ここから、当局から本当に納得のいく答えが返ってこないから、

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 だから、私自身は、

◆橋尾泰博 委員長 はい、わかりました。

◆伊藤幾子 委員 はい。後戻りをして、

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 いるつもりは全くありません。

◆橋尾泰博 委員長 はい。そこで止めてください。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 きょう改めて随意契約でお願いしようかということが 1 社だということかたちで出てきたわけですので、きょうここでそれをお願いする云々ということじゃなくして、まだそこに整理がついていない方もおるわけだよ。ですから、この問題を皆、特別委員会が本当に気持ちよく、ああそうやろうやとかたちにしていくためにも、僕はきょうそこで C 社にお願いしようという採決とらなくても、次期、早いうちにこの問題をどうしようかと、やっぱり気

持ちよく随意契約していただくためにも、きょうは採決するんじゃなくして、多数決で決着するものではない、正直言ってこの特別委員会ですべての議員が気持ちよくそのC社ならC社に委託をするにしても、きょうは採決をせず次期特別委員会で、この問題を決めてはどうかなというふうに思いますけれども。そのようにちょっと提案させていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 湯口委員も上紙委員も先ほどおっしゃいましたけども、後戻りする議論にはもうしたらいけんと、議論が遅いと、特別委員会何しておるだやという声を私らもよく聞くわけですよ。それで、今回のこの第10回は何を議論しましょうかと言って、もう9回の時に随意契約だということを決めて、相手候補については、次回の委員会で協議をいたしましょうというふうにもうちゃんと決めているわけですね。ですから、もうやっぱりある程度スピード感を持ってしないといけんということになれば、私はもう契約の相手方っていうのは、この第10回の委員会で、もうぜひとも決めるべきだし、その方向でその契約を進めるということで確認を取るべきだというふうに考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他ありますか。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 私も先ほどから議論をずっと聞かせていただいているんですけども、議論は当然進めなきゃいけないと思っていますし、上田委員が言われたように、桑田委員ちょっと市民感情云々はちょっとということはあったんですけども、やはりそういう思いのある方もおられると思います、ただ、市民としてですよ。ただ、こうやって今回10社の中で1社出てきた、それで、この仕様書、仕様書の中でしっかりと疑問点とか、そういうのはまた参考人の山本さんなんかにも中身を聞いたりしてしっかりと設計していくというような仕様書の中身になっていますので、そういう懸念はある部分はそういうところで懸念の払拭はできるんじゃないかなというふうに思いますし、先ほど上田委員がきょうはちょっとここで気持ちよく決めるのはなかなか困難だ、次に決めたらどうだろうというふうなことをおっしゃられましたけれども、房安委員が言われたように、やはり市民の方はやっぱりこの委員会が遅々として進んでないということは私にも声が入っております。ぜひ、そういう点でも延ばしたからと言ってどういう付加価値があるのかというのはちょっと私の感覚の中ではわかりませんので、ぜひ、前回決めたように、きょうこの場で、先ほど房安委員のおっしゃったようなかたちで決着させていただきたいというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 実際の、今後のそれこそ建設計画、あるいは実施設計等々については、これはここの業者じゃなしに別の業者がする話、ここの業者が入るかどうかわからんけども、もっと本来のこれから本当に進むべきというのは、いわゆるこれから検証が出て、それをたたき台としてプロポーザル等々で募集をして出てくる、これが非常に大事だというふうに思っております。今、ここでストップをして、この検証のC社が良いか悪いかというような議論は、私はあんまりすべきではないというふうに思っております。やはりこれはC社が市民感情とか、そういった問題ではなくして、このあえて手を挙げたというのは鳥取市に精通しているということ

が1つじゃないかなと。だからこそこの690万という、一方では1,500万円、なぜこの690万というのは、それだけ精通してるから、それだけのものは持っているという、そういう思いがあるからこそ、決して私はこれが第1号案の設計をしたから、この2号案について、それこそ意図的に数字を変えて、あるいは新たな提案というふうには、そういうことを考えるような企業だとは思っていませんし、企業のやはり社会責任として、そういうことがあるべきはずはないというふうに思っております。だから、ここに今のそのC社にこだわること自体が、私はそれこそ理解ができないというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。いろいろ御意見いただきました。その中できょうも申し上げたんですが、私らは素人でございますから、調査費用もその690万が妥当なのかどうなのか、ここらも皆さんの意見も聞きたかったんですし、実際その仕様書の案を出させていただいて、本当にこの仕様書のかたちで良いのかどうなのか、そこら辺、なんか話が前に行くような後ろに行くような話になって、大変申し訳なく思っておりますけれども、私、委員長として、いろいろ皆さんの御意見をいただきましたけれども、やはり市民の皆さんに本当にどういうかたちで進めていくのが良いのか、私自身今の段階でまだ腹が決まっておりますので、きょうは業者の選定の決議をとることは控えさせていただきたいと思います。副委員長と相談をし、また後日特別委員会を、招集をさせていただきたいというふうに思います。日にはまだ考えておりません。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 きょうは、採決はしないということで、後日ということですがけれども、この委員会の中で、その後日するというこの理由と、それから、じゃ次にはその業者を決めるということなんですか。それまでに、じゃ、一体何をすることなんですか。そのあたりをはっきりしてください。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今の議論を聞いていたら、まあまあ、きょうかその次かということが出ているんですけど、結局私の言っていることは無視されるということでしょう。でしょう。私は納得していませんからね。団体意思どうのこうのということは無視してやっていくということではないんですね。そういう運営の仕方をされるということですね。

◆橋尾泰博 委員長 いや、まあ。ありがとうございます。そういう点も含めて、きょう決議をとるところには私の腹が決まってないということを申し上げております。もう少し頭を整理をさせていただきたいというふうに思います。大変申し訳ないと思いますが、御了解をいただきたいと思います。

◆上杉栄一 委員 (聴取不能) 次の委員会ということだけど、そこまで何を考えてくるのか、あるいは、それまで一体何を我々は考えるのか。

◆橋尾泰博 委員長 あれです。きょうも議事進行がスムーズに行くにはどうかという思いで、委員長と相談しながら業者の打診をしたりということもやりましたけれども、どうもその辺も含めて、私の気持ち、あるいはこの仕様書の中身等も含めて、まだまだちょっと委員長と副委員長とで相談をさせていただきながら整理させていただきたい部分がございますので、その部分

をもう少し御時間をいただきたいということでございます。いつ頃ということは、今の段階で私の頭にありませんので、これも副委員長と相談しながら、整理ができた時点で招集をかけたというふうに思います。上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 仕様書については、議会事務局それから正副委員長との話し合いの中で、この仕様書ができておるわけですし、それこそ我々がこの仕様書の中身について納得できないという話だったらわかるんだけど、委員長が出した、提案した委員長本人が、これはまだ理解できないということ自体が、私の方が理解できない。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。その件につきましては、上田委員の方から（１）（２）について、どこまで考えておるのかという具体的な質問もございました。この点も踏まえて上田委員とも相談をし、御意見を賜り、整理をさせていただきたいと、そういう具体的な問題もありますので、そのことを申し上げたつもりでございます。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 先ほど、上杉委員の方からもありましたけども、本日の第10回のこの特別委員会の趣旨というもの、第9回の内容を受けて、本日その決定を見るべきことを決定していくという委員会にすべきだというふうに思います。委員長、副委員長の方で、本日のこの特別委員会までにこの依頼打診も、依頼の打診もされて、そして本日こうして出てきていることに対して、委員長みずからその疑問を呈しておられるということ自体がまず理解ができません。まして、伊藤委員はここでストップしておられるわけですけども、残りのこの6人の委員は上田委員の方からも先ほどこの審査については可能ということの結論については理解をすると、前向きなその御発言もあったわけで、少なくともこの7名の本委員会の委員長副委員長を除く7名のうち6名は、このC社の判断に委ねるべきであるということを皆さんがおっしゃっておられる中で、その委員長の判断だけが、今、次の特別委員会にいたずらに時間の先延ばしをされているわけございまして、そこを私ちょっと理解しかねるもんですから、もう一度、委員長、その点も踏まえて、本日の委員会で結論を出されるのか出されないのか、お伺いをしたいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 私は出さないと申し上げております、きょうの委員会では。ちょっと待ってください。出さないとというふうに申し上げましたし、きょうも申し上げましたけど、条例案の作成の折から全会一致ということを基本としてここまで議会在積み上げてきたもんでございます。上杉委員の方からこの特別委員会でそこまでの決議はとってないというふうにおっしゃいましたけれども、私は委員長を受けるにあたって、この全会一致というものを基本とし、徹底的な議論をし、皆さんに納得していただけるようなかたちで結論を得たい。いずれ時間がくれば、やっぱりどうしても妥協できない部分があるかも知れません。その折にはやはり最終的な、民主主義でございますから、最終的な決議をとらざるを得るときがくると思いますけれども、私は、今はその段階ではないというふうに、私は考えております。湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 委員長の立場からしまして、この仕様書の内容も検討なされて、これをもってして10社という業者に、こういう業務についてやっていただく意思がありますかというような聞きあわせをされたんだろうと思うんですね。それで、それをもってして回答があり、金額も含めて可能業者が1社あったと。それで、ここまできて、何を理由に時間を先延ばしされるの

か、理解に苦しむんですね、私は。

◆**橋尾泰博 委員長** いいかな。これ、業者さんにお送りしたのも皆さんにお配りしているように、調査業務の仕様書等案というかたちでお送りをさせていただきました。そして、きょう特別委員会に出させていただいて、これの検討もさせていただきました。その中で、上田委員の方からでも出ましたけども、この計画条件、概略図面などの作成、それから根拠資料に基づいた建設費の概算の積み上げ、これはどこまで求めるんかというような御意見もございました。その点も踏まえて、本当に言えば、我々はこの20億というものを基本として、議論を進めていくわけですけども、本当に期間にしても、予算にしても、言えばできるだけ早くできるだけ安くしたいという気持ちがあるんで、そこらも含めて、私は素人であれですけども、例えば、業者さんから出ている報酬の請求金額もそれを実際、私自身が、我々特別委員会が丸のみしなきゃいかんのか、あるいは交渉の余地があるのか、そういうことも含めて、いろんなこともまだまだ検討しなきゃならんことがあるんで、きょうの特別委員会の段階で決議をとるとするのはもう少し早いと思うので、時間くださいということをお願いしております。

◆**湯口史章 委員** そうしましたら、委員長、業務の内容について、先ほど2、3言われましたけども、そのあたりの部分について、いわゆる該当者と確認をします。あるいは金額についても交渉の余地があるのかなのかということも含めて、そういったことですか。いらんのはどうというのはあれですけど。あくまでも業務の仕様書をもとにして委託を受けた側は、それを基にして仕事をされますので、こちらサイドが示した仕様書の内容について、むしろ向こうさんがわかりにくいことがあれば聞かれるでしょうし、業務の範囲についてもですね、確認をされるでしょうし、それで、出した側については、当然出した側としてはこういう考えでこういう範囲でということをもってして仕様書を作って出されるわけですし、あえて、あえてですよ、向こうさんにその意思疎通が前回のようない意思疎通であると、またいろいろ御議論がまた違ったところになりますので、そういった意味も含めて確認も取りたいし、いわゆる業務の報酬料等についても一定のこれ以上の譲歩があるのかどうかということを確認をしたいということですか。それがメインですか。いや、それ以外に何かあるんですか、じゃあ。私は、良い悪いの議論は私はやめていただきたいんですね、もう、これは。もうここまでして、ここまで手続き踏んで、ここまで名前も出てたなざらし状態ですから、これが前段で言われたような雰囲気をもとにして、きょうの場では決めないんだということでは、これはちょっと私は納得いきませんね。うん。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。納得できない部分もあろうかと思えますけれども、私の思いは変わりません。そういうことで、きょうは決議をとりません。それから、その他の項でございませうけども、こちらサイドの方では案件を用意いたしておりません。だから、きょうは決議をとらないということをはっきり申し上げさせていただきましたし。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 委員長、きょう採決せんということで、さっき湯口さんから出たように、この690万が交渉の余地があるのかどうか、それから中身についてやっぱりもう少し、きょう我々もC社というのを初めて聞いたわけですので、そこを決める、その金額も聞いたわけだけど、

この金額が我々もこれが正解なのか、限界と言うか、相手が示す最低限度の金額なのかもわからんわけですのでね、その辺を1回やっぱり相手方と確認をきちっと次回までに取っていたきたいなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。大変申し訳ございませんが、きょうは先ほど申しあげましたような結論で閉会をさせていただきます。お疲れ様でございました。

**午後4時48分 閉会**

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博